

保護者各位

富山県立八尾高等学校

学校感染症による出席停止について

医師の診察により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となります。

病気が治癒し、医師から登校の許可が出ましたら、この用紙に証明していただき学校へ提出してください。

学校において予防すべき感染症

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症

第2種 ~~インフルエンザ~~、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

登校許可証

生徒氏名 _____ H

病名 _____

初診日 令和 年 月 日

登校許可日 令和 年 月 日 から可

上記疾患はほぼ治癒し、他に感染するおそれがなく、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名